

介護予防支援事業所 重要事項説明書

2025/04/01

一般社団法人郡山医師会

郡山市医療介護病院

介護予防支援事業所 重要事項説明書 (2025/04/01 現在)

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	一般社団法人 郡山医師会
代表者名	会長 坪井 永保
所在地・連絡先	(住所) 郡山市朝日二丁目15番1号 (電話) 024-922-8087 (FAX) 024-933-3822

2 事業所の概要

事業の種類	指定介護予防支援事業所
事業所の名称	郡山市医療介護病院 居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 福島県郡山市字上亀田1番地の1 郡山市医療介護病院内 (電話) 024-934-1325 (FAX) 024-934-1070
事業所番号	福島県 第0770304061号
開設年月日	令和6年6月1日
管理者	鈴木 美緒
法令順守責任者	神林 裕行 (郡山市医療介護病院長)

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

郡山市医療介護病院居宅介護支援事業所(以下、「事業者」という。)が行う介護予防支援は利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画等を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス(以下、「介護予防サービス等」という。)の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供し、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

1. 事業者の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、当該利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
5. 事業の運営に当たっては、事業所内及び郡山市等関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者等、地域密着型サービス事業者並びに住民による自発的な活動を行う団体等を含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。

4 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 郡山市地域
- (2) 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～金曜日
受付日及び受付時間	月～金 8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時00分

※国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までは休みとなります。

5 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職務の内容
1. 管理者	1名（兼務）	事業所の従業員の管理及び業務の一元的な管理 （管理者は主任介護支援専門員とする）
2. 主任介護支援専門員	2名 （兼務1名・常勤1名）	①介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防サービス計画等」という。）の作成
3. 介護支援専門員	1名（常勤）	②介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス提供事業者等（以下、「介護予防サービス事業者等」という。）並びに関係機関等との連絡調整 ③サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価 ④給付管理 ⑤介護サービス及び介護予防サービス（介護予防・生活支援サービス）に関する相談業務

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援として次のサービスを提供します。

＜サービスの内容＞

- ① 介護予防サービス計画の作成
 - ・利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成いたします。
- ② 介護予防サービス計画作成後の継続的支援
 - ・利用者およびその家族等、指定介護予防サービス事業所等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護サービス事業所等との連絡調整を行います。
 - ・利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ③ 介護予防サービス計画の変更

利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

＜介護予防支援サービス利用料金＞ 下記のとおり

① 介護予防支援サービス利用料金

	1か月あたり	内容
介護予防支援費	4,720円	1ヶ月あたりの金額です。
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス計画等を作成した月に介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に加算されます。

※ 上記料金について、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が法定代理受領により当事業所に支払われる場合、利用者の負担はありません。

※ 介護保険適用でも、利用者に保険料の滞納等があり法定代理受領ができない場合、一旦1ヶ月あたりの利用料金を事業者にお支払い頂きます。なお、事業者は、利用料金の受領と引き換えにサービス提供証明書を利用者に交付します。当該証明書を後日、市町村の窓口に出しますと払い戻しが行われる場合があります。

② その他の費用

内 容	金 額	説 明
交通費	無料	利用者の居宅等を訪問する場合の交通費は無料です。但し、利用者及び家族の都合によりサービス提供実施地域以外の地域に訪問出張が必要な場合、実費相当額を請求させて頂く場合があります。
本契約の解約料金	無料	本契約を解約しても費用はかかりません。
申請代行料金	無料	要介護認定等の申請を事業者が代行しても利用者の費用負担はありません。
サービス提供実施記録複写等代金	実費相当額	実費相当額をご負担頂く場合があります。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8 事故発生時等の対応について

- ① 利用者に対する介護予防支援サービス提供において事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ② 介護予防支援サービス提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ③ 利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。

○ 事故発生時等連絡先

市町村	市町村名	郡山市
	担当課名	郡山市役所 介護保険課
	電話番号	024-924-3021

9 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

- ・当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	
○氏名	桑原 麻奈美 ・ 上久保 祥子
○受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

- ・当事業所に対する苦情やご相談は、次の者が責任を持って解決します。

苦情解決責任者
〔職名及び氏名〕 管理者 鈴木 美緒

(2) 行政機関その他苦情受付機関

郡山市役所介護保険課	所在地 福島県郡山市朝日一丁目23番7号 電話番号 024-924-3021 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
福島県社会福祉協議会 (福島県運営適正委員会苦情解決部会)	所在地 福島県福島市渡利字七社宮111 電話番号・FAX 024-523-2943 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
福島県国民健康保険団体連合会	所在地 福島県福島市中町3番7号 電話番号 024-528-0040 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

10 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

11 個人情報の保護

- ① 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドラインに基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

12 虐待防止についての取り組み

ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制を整え、かつ委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

また、虐待防止のための指針を整備し、研修会を従業者に対し定期的に行っております。担当は管理者とします。

さらに虐待を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

13 業務継続計画（BCP）策定について

自然災害、感染症対策には、BCP計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

自然災害時	実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めていきます。
感染症発生時	感染症対策委員会を開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT 機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

14 契約の解除について

当事業所は、ご利用者又は、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合などや、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為など、当事業所及び介護支援専門員に多大な迷惑を掛けると判断した場合には、郡山市介護保険課及び、地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。

重要事項に関する同意書

介護予防支援サービス提供開始にあたり、利用者、契約者に対して本書面に基づき重要事項について説明いたしました。

西暦 年 月 日

○事業者（説明者）

〒963-8031 福島県郡山市字上亀田1番地の1 TEL024(934)1325

郡山市医療介護病院 居宅介護支援事業所

説明者

職 ・ 氏 名 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防支援サービスの利用に係る重要事項について説明を受け同意いたしました。

西暦 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名